民 間 あ 0 せ W 機 関 に ょ る 養 子 縁 組 \mathcal{O} あ 0 せ W に 係 る 児 童 \mathcal{O} 保 護 等 に 関 す る 法 律 案 島 村 大 君 外

八名発議)(参第五三号)要旨

護 \mathcal{O} 組 を 福 あ 本 図 0 法 祉 律 \mathcal{O} る せ と と 増 λ 案 事 進 は ŧ 業 に 資 に 養 が す 果 育 者 る あ た と た す わ \Diamond せ 役 \mathcal{O} 7 割 永 養 民 \mathcal{O} 続 子 間 的 重 縁 あ 要 な 組 0 性 関 あ せ に 係 鑑 に 0 W せ 基 機 4 づ 関 W 事 11 に 民 て 業 ょ 間 行 を る あ 行 適 0 わ Ď 正 せ n る 者 な W 家 に 養 機 子 関 庭 0 11 に 縁 に 7 組 ょ お け 許 \mathcal{O} る 可 あ 養 る 子 養 制 0 育 縁 度 せ を を W 組 児 実 \mathcal{O} \mathcal{O} 童 施 促 あ し、 進 に 0 を せ 確 そ 図 保 W り、 す \mathcal{O} に る 業 係 上 務 \$ る で 児 \mathcal{O} 0 て 養 適 童 児 子 正 \mathcal{O} な 童 保 縁

ととも 民 間 に あ 0 可 せ 能 W な 機 限 関 ŋ に 日 ょ 本 る 玉 養 内 子 12 縁 お 組 11 \mathcal{O} て あ 児 0 童 せ が W 養 は 育 さ 児 れ 童 ること \mathcal{O} 最 善 لح \mathcal{O} な 利 る 益 ょ を う、 、 最 大 行 限 わ に れ 考 な 慮 け L れ ば な れ 5 に な 適 1 合 する

運

営

を

確

保

す

る

た

 \Diamond

 \mathcal{O}

措

置

を

講

U

ょ

う

لح

す

る

ŧ

 \mathcal{O}

で

あ

り

そ

 \mathcal{O}

主

な

内

容

は

次

 \mathcal{O}

と

お

り

で

あ

る。

せ W 国 事 業 都 を 道 行 府 お 県 うとす 及 び 市 る 町 事 村 業 以 外 所 \mathcal{O} \mathcal{O} 所 者 在 は 地 を 養 管 子 轄 縁 す 組 る あ 都 0 道 せ 府 W 県 事 業 知 事 を \mathcal{O} 行 許 お 可 うとする を 受 け とき な け れ は ば な 当 5 該 な 養 1 子 縁 組 あ 0

 \equiv 民 間 あ 0 せ W 機 関 は 厚 生 労 働 省 令 で 定 め る 種 類 \mathcal{O} 手 数 料 を徴 収 す る 場 合 を 除 き、 養 子 縁 組 \mathcal{O} あ 0 せ λ

に 関 L 1 カン な る 名 義 で f, 実 費 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 手 数 料 又 は 報 酬 を受け 7 は な 5 な 1 ま た、 玉 又 は 地 方 公 共 寸

体 は 民 間 あ 0 せ λ 機 関 を 支 援 す る た め に 必 要 な 財 政 上 \mathcal{O} 措 置 等 を 講 ず ること が で *、*きる。

兀 民 間 あ 0 せ W 機 関 は 児 童 \mathcal{O} 父 母 養 親 希 望 者 児 童 箬 を 支 援 す る た \otimes 専 門 的 な 知 識 及 び 技 術 に 基 づ

11 て、 面 会 \mathcal{O} 方 法 に ょ り 相 談 に 応 じ、 必 要 な 情 報 \mathcal{O} 提 供 助 言 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 援 助 を 行 う ŧ \mathcal{O} と す る。

あ る لح き は 当 該 養 親 希 望 者 に 対 す る 養 子 縁 組 \mathcal{O} あ 0 せ λ を 行 0 て は な 5 な 1

六

民

間

あ

0

せ

W

機

関

は

養

親

希

望

者

 \mathcal{O}

選

定、

養

親

希

望

者

لح

児

童

لح

 \mathcal{O}

面

会

及

び

養

親

希

望

者

に

ょ

る

縁

組

成

<u>77.</u>

前

五

民

間

あ

0

せ

W

機

関

は

養

親

希

望

者

が

児

童

 \mathcal{O}

養

育

を

適

切

に

行

う

た

8

12

必

要

な

研

修

を

修

了

L

て

1

な

1

者

等

で

養 育 \mathcal{O} そ n ぞ れ に 先 立 ち、 民 法 上 養 子 縁 組 \mathcal{O} 際 に 同 意 が 必 要 とさ れ る 者 等 カュ 5 同 意 を 得 な け れ ば な 5 な

た だ れ 5 \mathcal{O} 同 意 を 同 時 に 得 る と を 妨 げ な

七 玉 及 び 地 方 公 共 寸 体 は 養 子 縁 組 \mathcal{O} あ 0 せ W 12 係 る 制 度 \mathcal{O} 周 知 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 措 置 を 講 ず る ŧ 0 と す る。

八 許 可 を 受 け な 1 で 養 子 縁 組 あ 0 せ W 事 業 を 行 0 た 者 は、 年 以 下 0 懲 役 又 は 百 万 円 以 下 0 罰 金 に 処す る。

九 ۲ \mathcal{O} 法 律 は 部 \mathcal{O} 規 定 を除 き、 公 布 \mathcal{O} 日 カコ 5 起 算 L て二年 を超 え な 1 範 井 内 に お 1 7 政 令 で 定 8 る 日

カコ 5 施 行 す Ź。